

## 9-4. 自然公園法に関する特例

## 9-4-1. 自然公園法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が自然公園法第 20 条第 3 項の許可又は第 33 条第 1 項の届出が必要な行為に該当するときは、許可権者等に協議し、同意を取得する必要があります。

許可権者等は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、自然公園法第 20 条第 3 項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします。

- 対象手続：公園内の行為（工作物新築等）について、許可権者等は表 9-2 のとおりになります。

表 9-2 自然公園内での許可権者等

種類		許可権者等	
自然公園内の特別地域	工作物の新設、木竹の伐採、土石の採取等（許可）	国立公園	環境大臣
		国定公園	都道府県知事
自然公園内の普通地域	工作物の新設、土石の採取等（届出）	国立公園	環境大臣
		国定公園	都道府県知事

- 許可基準：環境省令
- 主な想定ケース：地熱発電、太陽光発電、風力発電、中小水力発電等  
具体的な主体別の実施事項は表 9-3 のとおりです。

表 9-3 自然公園法にかかる主体別実施事項

主体	実施事項
地域脱炭素化促進事業者	地熱発電、太陽光発電、風力発電、中小水力発電等
計画策定市町村	地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が自然公園法第 20 条第 3 項の許可又は第 33 条第 1 項の届出が必要な行為に該当するときは、環境大臣に協議し、同意取得が必要です。

## 9.認定事業に対する特例

### 9-4-2. 自然環境保全区域に関する促進区域との関係性

促進区域の設定に当たっては、国立/国定公園のうち、自然公園法の規定（審査基準）において再エネ設備の立地を原則として認めていないエリアは促進区域の設定時に一律に除外し、それ以外の区域であっても立地場所や施設の種類・規模等が自然公園法に基づく指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを考慮することが必要です。

### 9-4-3. 事前審査の運用

協議会に地方環境事務所や都道府県の自然公園担当部署をメンバーに追加することにより、事前審査を行うものとします。

国立/国定公園特別地域における各種行為については、行為や工作物の種類等ごとに許可基準が設けられており、例えば、仮設や分譲地内等以外の建築物の新改増築に係る許可基準は、以下のとおりです。

自然公園法施行規則第 11 条第 6 項 法第 20 条第 3 項第 1 号、第 21 条第 3 項第 1 号及び第 22 条第 3 項第 1 号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準		
本文	第 1 項 第 2 号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
	イ	特別保護地区、第 1 種特別地域又は海域公園地区
	ロ	第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （1）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
	第 1 項 第 3 号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
	第 1 項 第 4 号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
	第 1 項 第 5 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	第 4 項 第 7 号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。
	第 4 項 第 9 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から 20m 以上、それ以外の道路の路肩から 5m 以上離れていること。
第 4 項 第 10 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から 5 m 以上離れていること。	
第 4 項 第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000 m <sup>2</sup> 以下であること。	

## 9.認定事業に対する特例

第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが既に13mを超える気温の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。		
	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下
	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下
	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下
	第3種特別地域	20%以下	60%以下
ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。		
第1項 第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		

### 9-4-4. 地熱発電の優良事例との関係性

自然公園内の地熱発電事業については、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」及びその解説通知（令和3年9月環境省）において整理されており、優良事例等の場合、第2・3種特別地域での開発が認められています。

9.認定事業に対する特例

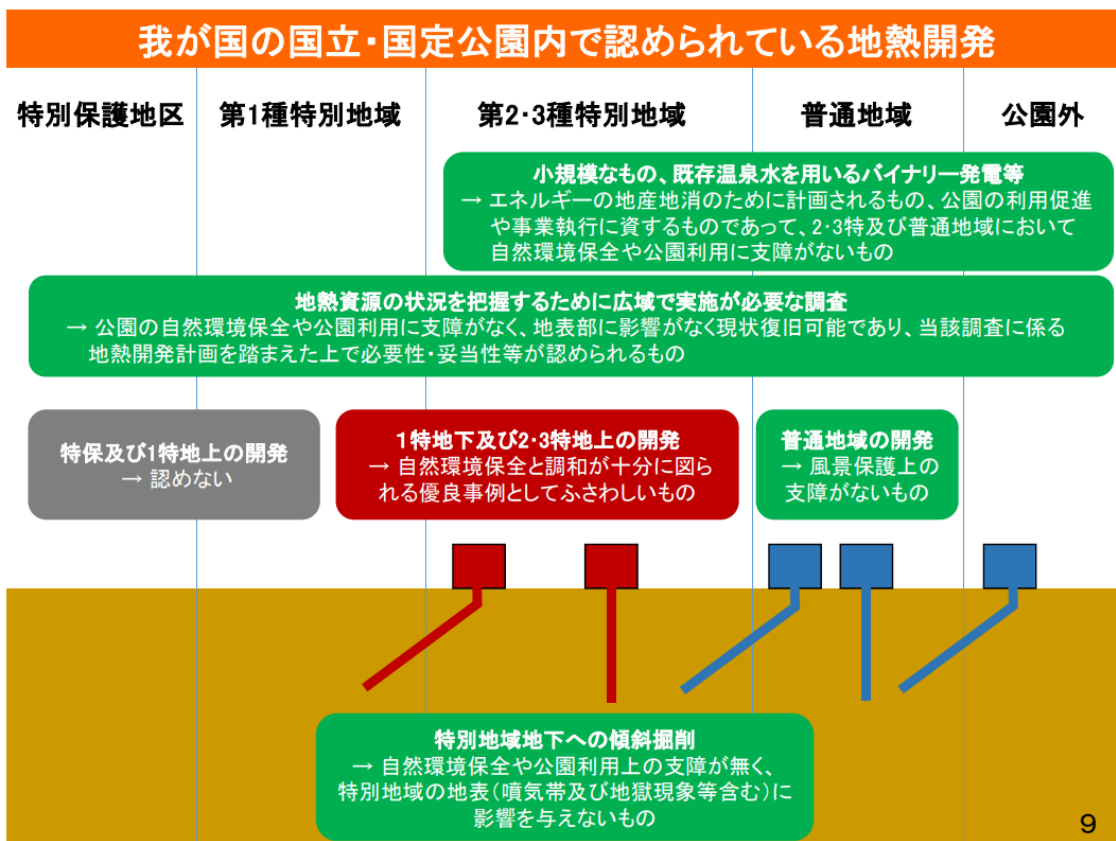


図 9-2 我が国の国立・国定公園内で認められている地熱開発

出典：環境省「地域共生型の地熱利活用に向けた温泉法及び自然公園法の運用等について」（令和3年7月19日）

<<http://www.env.go.jp/nature/onsen/council/kyoseichinetsurikatsuyo/01kyoseirikatsuyo/shiryo02.pdf>>

優良事例とは、自然環境の保全と地熱開発の調和を十分に図るため、表 9-4 のような特段の取組が行われ、その成果が着実に獲得されていく事例を指します。

表 9-4 優良事例の内容

項目	概要
地域関係者との合意形成 (都道府県・市町村、住民、自然保護団体、温泉事業者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会など合意形成のための場の構築</li> <li>・公平公正な地域協議会の構成やその適切な運営等</li> </ul>
自然環境、風致景観等への影響を最小限にとどめる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境に配慮した立地選定、高さの低減、集約化、配管の適切な取り回し等の技術や手法の投入</li> <li>・造園、植生や野生動物等の専門家の活用</li> </ul>
地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の荒廃地の緑化や廃屋撤去、農業者への熱水供給等</li> </ul>
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる自然環境や温泉等についてのモニタリングと、地域に対する情報の開示・共有</li> </ul>

## 9.認定事業に対する特例

○国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（令和3年9月30日環境省自然環境局長通知）

2（2）イ。また、現下の情勢にかんがみ、特に、自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られ、地域との共生も図られている優良事例の形成について検証を行うこととし、以下に掲げるような特段の取組が行われる事例を選択した上で、その取組の実施状況等についての継続的な確認を行い、真に優良事例としてふさわしいものであると判断される場合は、掘削や工作物の設置の可能性についても個別に検討した上で、その実施について認めることができるものとする。

- ・ 地域協議会など、地熱開発事業者と、地方公共団体（当該地熱貯留槽の上にある地方一体を含む）、地域住民、自然保護団体、温泉事業者等の関係者との地域における合意形成の場の構築
- ・ 公平公正な地域協議会の構成や、その適切な運営等を通じた地域合意の形成
- ・ 自然環境に配慮した立地選定、発電所の建屋の高さの低減、蒸気生産基地の集約化、配管の適切な取り回しなど、当該地域における自然環境の保全及び公園利用への影響を最小限にとどめるための技術や手法の投入、そのための造園、植生や野生動物等の専門家の活用
- ・ 地熱開発の実施に際しての、地熱関連施設の設置に伴う環境への影響を緩和するための周辺の荒廃地の緑化や廃屋の撤去等の取組、温泉事業者や農業者への熱水供給など、地域への貢献
- ・ 長期にわたる自然環境や温泉その他についてのモニタリングと、地域に対する情報の開示・共有

※地熱開発における建築物の高さ 13mを超えるものについては、前述の優良事例として判断される場合であり、かつ風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められない場合には、自然公園法施行規則第十一条第六項の許可基準のうち「公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる」に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

### 9-4-5. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

○地球温暖化対策推進法（抄）

（自然公園法の特例）

第二十二條の八 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同

## 9.認定事業に対する特例

項第五号の取組を行うため自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

- 2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において第二十条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

### ○自然公園法（平成 14 年 4 月 24 日法律第 29 号）（抄）

#### 第二条

- 2 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。次章第六節及び第七十四条を除き、以下同じ。）であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。
- 3 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。

第二十条第三項 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に污水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定す

## 9.認定事業に対する特例

るものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

第三十三条第一項 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においては、海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。

六 土地の形状を変更すること。

七 海底の形状を変更すること（海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。

## 9-5. 河川法に関する特例について

### 9-5-1. 河川法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が河川法第 23 条の 2 の登録を受けなければならない行為に該当するときは、河川管理者に協議し、同意を取得する必要があります。

河川管理者は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、河川法第 23 条の 4 の規定により同法第 23 条の 2 の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします。

- ・ 対象手続：従属発電登録（河川法第 23 条の 2）
- ・ 登録者：河川管理者
- ・ 登録基準：次に該当すると認める場合、登録を拒否しなければならない。
  1. 申請者が一定期間内に河川法に基づく罰金や許可取消しの経験があるとき。（申請者が法人又は団体であって、その役員が該当する場合も含む）
  2. 流水の占用について水利使用許可を受けた者の同意を得ていないとき。
  3. そのほか、以下のとおり国土交通省令で定める場合に該当するとき。
    - ・ ダム等からの放流水を利用した発電について、ダム設置者等の同意がない場合
    - ・ ダム等からの放流水を利用した発電が新たに減水区間を発生させる場合
    - ・ 従属発電に関して法第 24 条又は第 26 条第 1 項の許可が必要な場合に、当該許可を受ける見込みがない場合
    - ・ 虚偽の申請、申請に係る重要な情報が欠落している場合
- ・ 特例：認定があった場合には、認定事業者は登録があったものとみなす。

### 9-5-2. 河川法の特例に係る手続について

河川法では、法第 23 条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する場合及びダム等放流水を利用する場合（図 9-3 参照）には、「流水の占用の登録」（法第 23 条の 2）が必要となりますが、今回、地球温暖化対策推進法では、市町村により地域脱炭素化促進事業計画の認定がされることで、この登録があったものとみなされる河川法の特例が設けられています。

但し、河川区域内での工作物の新築等、「流水の占用の登録」（法第 23 条の 2）以外の許可を要する行為が伴う申請の場合、特例以外の当該許可を要する行為については、別途、河川管理者に対して許可申請が必要となります。



## 9.認定事業に対する特例

### 登録制の対象となる従属発電

- ① 既に許可を受けた農業用水等を利用して行う発電  
(慣行水利権の流水を利用した従属発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できる場合は、登録制の対象となる。)
- ② ダム又は堰から次の場合に放流される流水を利用して行う発電  
(魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。)
  - ・ 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき
  - ・ 洪水調節容量を確保するために必要なとき
  - ・ 許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき

図 9-3 登録制の対象となる従属発電（ワンストップ化特例の対象）

出典：国土交通省「小水力発電設置のための手引き Ver.3（平成 28 年 3 月）」

<<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/>>

## 9.認定事業に対する特例

地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な申請書類(省令第3条第2項第11号)	
項目	具体的内容
別記様式第2の10	水利使用に関する各項目を記載。(河川の名称、発電施設の名称及び位置、従属元水利使用の許可を受けた者等、取水口等の位置、取水量等、水利使用の期間、工期など)
添付図書	
○発電計画の概要	発電の目的及び電力の用途、発電の方法、施設管理者(従属元水利使用者と異なる場合)を記載。
○使用水量の算出根拠	最大使用水量及び常時使用水量の算出根拠について記載。
○誓約書	申請者が登録の拒否要件に該当しないことを誓約する書面。
○従属元水利使用の内容を示す書面	以下のとおり。
(1)従属元水利使用者	河川法第23条の許可を受けた利水者の同意。
(2)維持流量の放流の場合のダム等の設置者	ダム等設置者の同意。
○発電所工事計画の概要	以下のとおり。
(1)位置図	縮尺1/25,000~1/50,000の図面に発電所の所在地、取水口、水路と河川の位置関係を示す地形図。
(2)平面図	従属元水利使用の経路と発電設備等の工作物の配置状況を確認できる平面図(従属元水利使用の許可申請時に経路が確認できるものが提出されている場合で、従属元水利使用の水路に直接発電設備を設置する場合は省略可。)
(3)一般図	水路、発電設備等の工作物の形状と寸法(幅・高さ)を確認できるもの。(発電設備は量産品等であればカタログ等で代替可能。
○発電設備が設置される場所をその上流又は下流側から撮影した写真に発電施設の外形を記載したもの	上流側又は下流側から発電設備の設置箇所を撮影した写真に、発電設備の外形を記載したもの。
○従属元水利使用の内容を示す書面	○既許水利権の流水を利用するものは、従属元水利使用の水利使用規則の写しを添付(最新のものを添付すること)。 ○慣行水利権の流水を利用するものは、慣行水利権の取水量データ及び届出書の写しを添付。 なお、届出書の記載内容が河川法施行規則第11条の2第2項第4号に規定される内容を網羅していない場合には、不足する事項について、任意の様式により記載して提出するものとし、また、届出書が提出されていない場合においては、まず届出書を提出する必要がある。

※ 申請書の様式は異なりますが、添付図書については河川法の登録申請書類と同じとなります。

図 9-4 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な申請書類

国土交通省では、「地方整備局等及び河川事務所」に窓口を設置し、小水力発電のプロジェクト形成支援を行っています。特例の対象となる登録申請を検討の際は、この相談窓口の活用と合わせ、以下で紹介する資料も参考にしてください。

(申請書類の作成に着手する前に、発電計画の概要を持って相談窓口にお問い合わせすることをお勧めします。手続に手戻りが生じないように、申請に必要な書類の内容を確認いた

## 9.認定事業に対する特例

します。相談窓口の連絡先は「小水力発電設置のための手引き」と国土交通省HPで紹介しています。)

○事前相談の際にあると便利な資料（相談の段階では、全てそろっている必要はありません）

- ・ 発電予定箇所を示す位置図
- ・ 発電所の設置方法が分かる図面
- ・ 現況写真
- ・ 従属元水利使用の水利使用規則の写し又は慣行水利権の届出書の写し



- ・ 発電所の工事の工期

図 9-5 小水力発電のプロジェクト形成支援

出典：国土交通省「小水力発電設置のための手引き Ver.3（平成 28 年 3 月）」

<<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/>>

## 9.認定事業に対する特例

	<p><b>小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック</b></p> <p>※ 従属発電を行う際に必要な手続や申請書の作成方法等を紹介。</p>
	<p><b>小水力発電を河川区域に設置する場合のガイドブック（案）</b></p> <p>※ 河川区域内に小水力発電施設を設置する上で設計上遵守すべき事項と設計時のアドバイスを紹介。</p>
	<p><b>小水力発電設置のための手引き</b></p> <p>※ どのような地点または形態で小水力発電が行われ、河川法の許可等の取得にあたりどのような点がポイントになるかを事例毎に紹介。</p>
<p>これらの資料は下記のアドレスに掲載しています  <a href="http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html">http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html</a></p>	
	<p><b>既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）</b></p> <p>※ 砂防堰堤を活用した小水力発電の設置事例や実施にあたって必要な手続を紹介。</p>
<p>この資料は下記のアドレスに掲載しています。  <a href="http://www.mlit.go.jp/river/sabo/seisaku/sabo_shosui.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/sabo/seisaku/sabo_shosui.pdf</a></p>	
	<p><b>水力発電水利審査マニュアル（案）</b></p> <p>※ 水力発電の水利使用許可審査のポイントを紹介。</p>
<p>この資料は下記のアドレスに掲載しています。  <a href="http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf</a></p>	

図 9-6 小水力発電を検討する際の参考となる資料

出典：国土交通省「小水力発電設置のための手引き Ver.3（平成 28 年 3 月）」

<<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/>>

## 9.認定事業に対する特例

### 9-5-3. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

#### ○地球温暖化対策推進法（抄）

（河川法の特例）

第二十二條の九 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備のため河川法第二十三條の二の登録を受けなければならない行為を行う場合には、当該登録があったものとみなす。

#### ○河川法（昭和 39 年法律第 167 号）（抄）

（河川管理者）

第七條 この法律において「河川管理者」とは、第九條第一項又は第十條第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

（一級河川の管理）

第九條 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3 国土交通大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、指定区間を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区間の指定について準用する。この場合において、第三項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事及び当該区間の存する指定都市の長」と読み替えるものとする。

7 第五項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（二級河川の管理）

第十條 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

## 9.認定事業に対する特例

- 2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。
- 4 第二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(流水の占用の登録)

第二十三条の二 前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

【河川法施行令（昭和40年政令第14号）（抄）】

(流水の占用の許可を受けた水利使用のために取水した流水に類する流水)

第十四条の二 法第二十三条の二の政令で定める流水は、ダム又は堰（第二号において「ダム等」という。）から専ら次に掲げる場合に放流される流水とする。ただし、魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。

- 一 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき。
- 二 ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき。
- 三 法第二十三条の許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき。

(登録の拒否)

第二十三条の四 河川管理者は、第二十三条の二の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
- 二 申請者が第七十五条第一項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 第二十三条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のため

## 9.認定事業に対する特例

に河川の流水を占有しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占有について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

【河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）（抄）】

（流水の占有の登録を拒否する場合）

第十一条の四 法第二十三条の四第五号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 令第十四条の二に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、次に掲げる者の同意を得ていない場合
  - イ 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の占有について法第二十三条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者
  - ロ 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する令第十四条の二に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者
- 二 令第十四条の二に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、河川に新たに減水区間を生じさせる場合
- 三 申請に係る流水の占有に係る水利使用に関して必要な法第二十四条又は第二十六条第一項の許可を受ける見込みがない場合
- 四 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けている場合

（この法律の規定を準用する河川）

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第十六条の四、第十六条の五、第六十五条の三及び第六十五条の四の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第十六条の四第一項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第二項、第十六条の五及び第六十

## 9.認定事業に対する特例

五条の三第一項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第十六条の五第一項、第六十五条の三第一項、第二項及び第六項並びに第六十五条の四第一項及び第五項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第六十五条の三第六項及び第六十五条の四第五項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。



## 9-6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する特例について

### 9-6-1. 廃掃法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が熱回収を行う行為（申請者が廃掃法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。）若しくは第15条の19第1項の届出をしなければならない行為に該当するときは、都道府県知事に協議し、同意を取得する必要があります。

都道府県知事は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があり、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の認定を受けることができる場合に該当するときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします。

- ・ 対象手続①：熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定（第9条の2の4第1項）、産業廃棄物処理施設認定（第15条の3の3第1項）
- ・ 認定者：都道府県知事
- ・ 認定基準：次の各号のいずれにも適合していること
  1. 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
  2. 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- ・ 特例：認定があった場合には、認定事業者は廃掃法に基づく熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の認定があったものとみなす。

（注）廃掃法に関する認定制度の詳細は、環境省環境再生・資源循環局「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（平成23年2月）（令和4年3月一部改訂）」を参照してください。

<<https://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/index.html>>

- ・ 対象手続②：指定区域内における土地形質変更届出（第15条の19第1項）
- ・ 届出先：都道府県知事
- ・ 特例：認定があった場合には、認定事業者は届出不要。

（注）土地の形質の変更の施行方法については、生活環境の保全上の支障が生じないように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）第12条の40各号で定める基準を満たすものである必要があります。

届出が必要な行為や必要書類の詳細、具体的な施工方法の考え方等については、環境省「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」を参照してください。

<[https://www.env.go.jp/recycle/misc/guide\\_wds/](https://www.env.go.jp/recycle/misc/guide_wds/)>

## 9.認定事業に対する特例

### 9-6-2. 廃掃法の特例に係る手続について

計画策定市町村が認定をしようとする地域脱炭素化促進事業計画で廃掃法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けることが必要な行為に該当する場合（申請者が認定を受けることを希望する場合に限る。）、廃掃法施行規則第5条の5の5第1項に掲げる事項を記載した申請書の提出に加え、同条第2項に掲げる書類及び図面を添付する必要があります。

なお、廃掃法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項の認定を併せて申請する場合、申請書はそれぞれ提出する必要がありますが、添付書類が同一の内容であるときは、その旨を備考欄に記載して、どちらかの添付を省略することができます。

表 9-5 熱回収の機能を有する廃棄物処理施設認定の申請書類

	書類名
申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書 氏名又は名称、住所、代表者の氏名（法人の場合）、熱回収施設の設置の場所、熱回収に必要な設備に関する事項、熱回収の内容に関する計画、許可の年月日及び許可番号</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する廃掃法施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱回収施設について廃掃法第8条第1項又は同法第15条第1項の許可を受けていることを証する書類（バイオマス由来の廃棄物が許可対象の廃棄物として含まれているもののみ添付書類として認められる。）</li> </ul>

計画策定市町村が認定をしようとする地域脱炭素化促進事業計画で、廃掃法第15条の17第1項で定める指定区域内において、廃掃法第15条の19各号で定める行為以外の土地の形質の変更を行おうとする場合、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事等に届け出る必要があります。

届出を行う際には廃掃法第15条の19第1項本文に規定する事項及び廃掃法施行規則第12条の36各号に掲げる事項を記載した申請書に加え、廃掃法施行規則第12条の35第2項で定める書類及び図面を添付する必要があります。

## 9.認定事業に対する特例

表 9-6 指定区域内における土地形質変更届出の申請書類

	書類名
申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書 (土地の形質の変更の種類、場所、施行方法、着手予定日、氏名又は名称、住所、(法人の場合) 代表者の氏名、指定区域の所在地、土地の形質の変更の内容、地下にある廃棄物の種類、地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先、形質の変更の完了予定日を記載)</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質の変更の施行に当たり周辺的生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質の変更の施行に係る工事計画書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面</li> </ul>

### 9-6-3. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

#### ○地球温暖化対策推進法（抄）

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例)

第二十二條の十 認定地域脱炭素化促進事業者（第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の規定による申請又は第二十二條の四第一項の規定による協議において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九條の二の四第一項又は第十五條の三の三第一項の認定を受けることを希望していた者に限る。）が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備に係る行為として熱回収を行う場合には、これらの規定による認定があったものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って指定区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の十九第一項の規定は、適用しない。

#### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抄）

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例)

## 9.認定事業に対する特例

第九条の二の四 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収（廃棄物であつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の認定を受けた者（以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。）が当該認定に係る熱回収施設において行う一般廃棄物の処分については、第七条第十三項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第一号及び第十九条の四第一項中「一般廃棄物の収集、運搬又は処分」とあるのは、「一般廃棄物の収集、運搬又は処分（第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設における一般廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない一般廃棄物の処分）」とする。

4 第八条の二の二の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。

5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例）

第十五条の三の三 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の認定を受けた者（以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。）が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第十二項及び第十四条の四第十二項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第二号及び第十九条の五第一項中「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」とある

## 9.認定事業に対する特例

のは、「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（第十五条の三の三第一項の認定に係る熱回収施設における産業廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない産業廃棄物の処分）」とする。

- 4 第十五条の二の二の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。
- 5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。  
(指定区域の指定等)

第十五条の十七 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。
- 4 都道府県知事は、地下にある廃棄物の除去等により、指定区域の全部又は一部について第一項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。  
(土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第十五条の十九 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第十九条の十一第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置として行う行為
  - 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
  - 三 指定区域が指定された際既に着手していた行為
  - 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
  - 3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

## 9.認定事業に対する特例

4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）（抄）

#### （土地の形質の変更の届出）

第十二条の三十五 法第十五条の十九第一項の規定による届出は、様式第三十五号による届出書を提出して行つものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更の施行に当たり周辺的生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
- 二 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
- 三 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面
- 四 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面
- 五 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
- 六 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 七 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- 八 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

第十二条の三十六 法第十五条の十九第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の内容
- 四 地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
- 五 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先
- 六 土地の形質の変更の完了予定日

#### （環境省令で定める行為）

第十二条の三十七 法第十五条の十九第一項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 埋立地の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う当該設備の修復又は点検
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイ及びロに掲げる要件を満たすもの  
イ 盛土、掘削又は工作物の設置に伴つて生ずる荷重により埋立地に設置された設

## 9.認定事業に対する特例

備の機能に支障を生ずるものでないこと。

- 掘削又は工作物の設置により令第三条第三号ホ（令第六条第一項第三号及び第六条の五第一項第三号において例による場合を含む。第十二条の四十第四号において同じ。）の規定による土砂の覆いの機能を損なわないものであること。

（既に土地の形質の変更に着手している者の届出）

第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- 四 土地の形質の変更の内容
- 五 地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
- 六 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先
- 七 土地の形質の変更の着手日
- 八 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

2 前項の届出書には、第十二条の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

（非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出）

第十二条の三十九 前条の規定は、法第十五条の十九第三項の届出について準用する。この場合において、前条第一項第八号中「完了日又は完了予定日」とあるのは、「完了日」と読み替えるものとする。

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第十二条の四十 法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

- 一 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。
- 二 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。
- 三 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。
- 四 令第三条第三号ホの規定による土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。
- 五 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。

## 9.認定事業に対する特例

- 六 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴つて生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであること。
- 七 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。
- 八 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物の飛散による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。
- 九 水銀処理物又は廃水銀等処理物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物に含まれる水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。



## 9-7. 環境影響評価法の特例について

### 9-7-1. 環境影響評価手法の特例について

促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮するものとして都道府県基準を定めた場合にあっては、都道府県基準に基づき定める必要があります。

都道府県基準が定められている場合において、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準等に従い、かつ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県基準に基づき定められた促進区域において、認定された地域脱炭素化促進事業計画に従って、地域脱炭素化促進施設の整備が行われる場合は、

- ・ 事業者による個別の事業計画立案に先立ち、市町村において環境の保全に適正に配慮した区域設定がなされ、かつ、
- ・ 当該区域内において、市町村が定めた地域の環境の保全のための取組を満たす形で事業者が事業計画を立案し市町村により認定を受けることにより、

重大な環境影響の回避が確保され、更には環境の保全へのより適正な配慮が図られます。

環境影響評価法においては、第一種事業について、事業計画の早期立案段階において計画段階配慮事項について検討する手続（配慮書手続）を義務付けています。

配慮書手続においては、事業が実施されるべき区域など（事業を実施する区域の位置、事業の規模又は発電設備等の構造若しくは配置）を決定する際に、事業の実施が想定される区域における事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）についての検討を行うことを義務付けており、これにより重大な環境影響の回避を図っています。

都道府県基準が定められている場合には、促進区域において認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う事業については、

- ・ 配慮書手続の段階で検討すべき事項である事業計画立案の早期段階における事業の位置・規模等の検討段階の環境保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）について、市町村による検討が行われていること、
- ・ 検討の結果を踏まえて、事業者において環境の保全上の支障のおそれがない場所等での事業計画が立案されていること、
- ・ 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定められた基準も満たされていることから、

事業の実施に係る環境の保全へのより適正な配慮の確保が図られることとなります。

## 9.認定事業に対する特例

このため、都道府県基準が定められている場合においては、促進区域における認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う事業については、配慮書手続の趣旨である事業の位置・規模等の検討段階における環境配慮の検討を義務付けることにより、事業計画の立案の早期段階における重大な環境影響の回避を図ることが地球温暖化対策推進法の制度上担保されていることに加え、環境の保全へのより適正な配慮が図られることが期待されることから、配慮書手続を省略する旨の特例が措置されています。

なお、都道府県基準は再エネ種ごとのポテンシャルに応じて再エネ種ごとに定めるところとされているところ、本特例は、都道府県基準において定められている再エネ種についての認定地域脱炭素化促進事業計画に対してのみ、適用されます（都道府県基準が定められていない再エネ種についての認定地域脱炭素化促進事業計画は、本特例の対象となりません。）。

- ・ 特例：認定事業計画に従って認定事業者により促進区域（促進区域の設定に関する環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県基準に基づき定められた区域に限る。）において行われる地域脱炭素化促進施設の整備について、配慮書手続が適用されない。

### 9-7-2. 環境影響評価法特例とその他のワンストップ化の特例との関係について

市町村は、地域脱炭素化促進事業計画が認定要件を満たす場合には、その認定をするものとされています。地域脱炭素化促進事業に係る環境保全の観点からは、市町村が地方公共団体実行計画において「地域の環境の保全のための取組」として定めた事項を満たすことが認定要件となります。市町村は、認定に当たっては、地域脱炭素化促進事業計画が「地域の環境の保全のための取組」を満たすものであるかどうかを適切に確認することが必要です。例えば、「地域の環境の保全のための取組」として再エネ事業の実施に係る条件を定めている場合には、当該条件を満たす計画となっていることを確認することが必要です。

また、市町村は環境影響評価法の対象となる再エネ事業を含む地域脱炭素化促進事業計画の申請があった場合において、当該再エネ事業が未だ配慮書手続を行っていないときは、当該計画を認定すれば、配慮書手続の特例が適用されます。このような認定地域脱炭素化促進事業計画に含まれる再エネ事業については、認定の後、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書以降の手続を進めていく過程において、環境影響評価の結果等を踏まえ、より詳細に事業計画が検討され、当初の事業計画がより具体化されたり、事業計画が変更されることが想定されます。このため、市町村はこのような再エネ事業の早期の計画立案段階における地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たっては、あらかじめ認定条件として、環境影響評価法及び電気事業法に基づく手続において電気事業法第46条の17第2項に基づき環境影響評価書に係る確定通知を受けた後に、あらためて地域脱炭素化促進事業計画の変更申請

## 9.認定事業に対する特例

をすること（ワンストップ化の特例は当該変更申請の際に申請すること）を留保した上で、認定をすることが必要となります（この場合、ワンストップ化の特例は当該変更申請について認定がされた場合に適用されることとなり、当初の再エネ事業の早期の計画立案段階における認定においてワンストップ化の特例は適用されません。）。

### 【参考】地域の環境の保全のための取組の例

- ▶ 希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施。
- ▶ 希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育に関する情報が得られたことから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を回避。
- ▶ 景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、地域脱炭素化促進施設の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、眺望点から見えないように植栽を実施。
- ▶ 騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を実施。
- ▶ 反射光による影響の観点において、学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在し、反射光の影響が懸念されることから、太陽光パネルの向き調整などの必要な対策を実施。
- ▶ その他、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること、施設稼働終了後の設備の適正な撤去等を行うこと。

### 9-7-3. 環境影響評価法特例に係る留意点について

配慮書手続が適用されない特例の対象となる地域脱炭素化促進事業では、環境影響評価法に基づく手続は方法書手続から開始されることとなります。このような場合、市町村は、この特例が適用される事業計画を認定しようとする時には、地方環境事務所、都道府県及び経済産業省にその旨連絡してください。また、環境影響評価法の手続に関わる者にこのことが伝わるよう、当該事業が配慮書手続が適用されない特例の対象である旨を方法書に記載することを事業者 に促すことが望ましいです。

### 9-7-4. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

## 9.認定事業に対する特例

### ○地球温暖化対策推進法（抄）

#### （環境影響評価法の特例）

第二十二條の十一 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う第二十二條の二第二項第四号の整備（第二十一條第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

## 10. 農山漁村再エネ法の特例

本章では、農山漁村再エネ法の特例、地球温暖化対策推進法と農山漁村再エネ法の関係について解説します。

## 10.農山漁村再エネ法の特例

### 10-1. 農山漁村再エネ法の特例の内容の概要

農山漁村再エネ法は農林漁業上の土地利用等との調整を適正に行うとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を併せて行うことにより、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電を促進し、農山漁村の活性化を図る主旨で制定されました。

農山漁村再エネ法の下、再エネ発電設備を導入するためには、各市町村においては基本計画を策定し、再エネ発電設備の整備を行うとする者においては設備整備計画を作成し、基本計画を策定した市町村の承認を得ることが必要となります。

基本計画において「設備整備区域」を設定することにより、市町村の区域内での再エネ発電設備の整備を、農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に誘導することが可能となり、市町村の望ましい土地利用との整合性を図ることが可能となります。

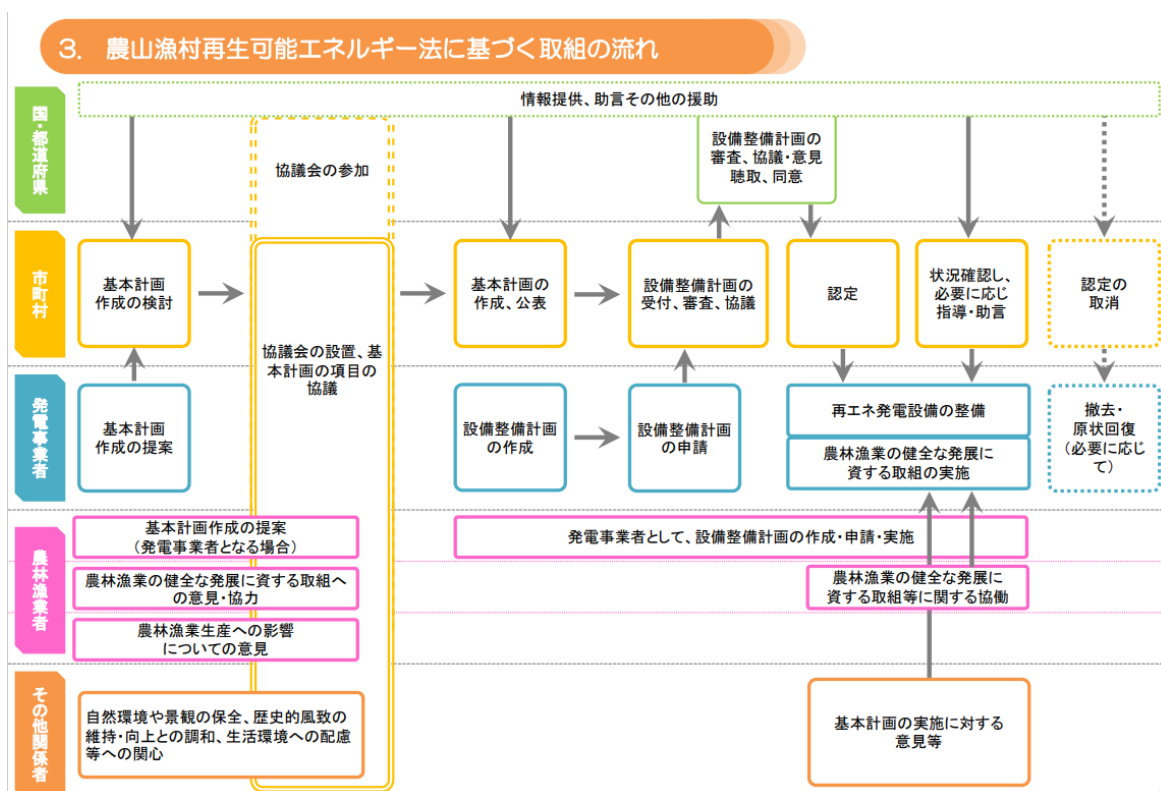


図 10-1 農山漁村再エネ法に基づく取組の流れ

出典：農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成等の手続き（令和3年11月）」

<<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/houritu.html#tebiki>>

### 10-2. 地球温暖化対策推進法と農山漁村再エネ法の関係

地球温暖化対策推進法の改正により、市町村が、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事

## 10.農山漁村再工ネ法の特例

項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合、当該地方公共団体実行計画を農山漁村再工ネ法に基づく「基本計画」とみなし、農山漁村再工ネ法に基づく各種の特例を適用できる場合があります。

地方公共団体実行計画の記載事項のうち、地域脱炭素化促進事業には、再工ネ発電設備の整備が含まれ、また地域脱炭素化促進事業と併せて促進する地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組には、農林漁業の健全な発展に資する取組も含まれる可能性があります。そこで、地方公共団体実行計画に農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項が定められ、かつ当該事項が農山漁村再工ネ法第5条第5項で定める基準に適合した区域に係るものであり、さらに地域脱炭素化促進事業に係る記載事項が基本方針に適合する場合には、当該地方公共団体実行計画に定められている再工ネ発電設備の整備（当該市町村が作成した基本計画に定められているものを除く。）については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなすこととし、農山漁村再工ネ法の設備整備計画の認定に係る規定（設備整備計画の認定、設備整備計画の変更、酪農振興法、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）及び海岸法（昭和31年法律第101号）の特例（農地法、森林法、自然公園法及び温泉法に係る規定を除く。）等）を適用できます（第21条の2第1項）。

### ○地球温暖化対策推進法（抄）

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例）

第二十一条の二 市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に促進区域（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。）においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業（同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であつて、当該地方公共団体実行計画のうち前条第五項各号に掲げる事項が同法第四条第一項に規定する基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備（当該市町村が作成した同法第五条第一項に規定する基本計画（以下この項において「基本計画」という。）に定められているものを除く。）については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条（第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。）、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第三項の規定により認定された同条第一項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従

## 10.農山漁村再エネ法の特例

って再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とする。

2 前項に規定する場合においては、市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項のほか、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第四項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。）に関する同法第五条第四項各号に掲げる事項を定めることができる。

3 地方公共団体実行計画において前項に規定する事項を定めた市町村については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第十六条第一項に規定する計画作成市町村とみなして、同条から第十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第十六条第一項及び第三項第一号中「基本計画」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定により基本計画とみなされた地方公共団体実行計画」とする。

（地方公共団体実行計画等）

### 第二十一条

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項



## 10.農山漁村再エネ法の特例

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）（抄）

（基本計画）

第五条 市町村（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に同条第五項各号に掲げる事項を定めた市町村を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。

2～4（略）

5 第二項第二号に掲げる区域は、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産省令で定める基準に従い、かつ、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第六項の環省令で定める基準に適合するように定めるものとする。

6～9（略）

10 市町村（地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に同条第三項各号に掲げる事項を定めた市町村に限る。）は、基本計画の作成に当たっては、同条第一項に規定する地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

11・12（略）

### 10-3. 農山漁村再エネ法の特例措置

農山漁村再エネ法で設備整備計画の認定を受けた場合に係る特例措置として、関連法の許可または届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）や、再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化を併せて図るために行う、市町村による農林地所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）を定めています。

土地などの利用に関連する許可や届出の手續を、市町村段階にてワンストップで行うことができます。市町村が、本来の許可権者である大臣や知事から「同意」を受けて、その上で認定することで、許可があったものとみなす仕組みです。農地法、森林法、漁港漁場整備法など合計 7 つの法律の 13 の許可、または届出の手續を「ワンストップ化」の対象としています。

## 10.農山漁村再エネ法の特例

表 10-1 ワンストップ化の対象となる行為の一覧

法律名	条項	行為	手続	(参考) 本来の許可権者等
農地法	第4条第1項	農地の転用 (ワンストップ化に加え、原則転用不許可の第1種農地であっても、再生利用困難な荒廃農地等であれば転用できるようになる)	許可	都道府県知事、指定市町村長
	第5条第1項	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動	許可	都道府県知事、指定市町村長
酪農振興法	第9条	集約酪農地域の区域内の草地の形質変更	届出 (事前)	都道府県知事
森林法	第10条の2第1項	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為	許可	都道府県知事
	第34条第1項	保安林における立木の伐採	許可	都道府県知事
	第34条第2項	保安林における土地の形質を変更する行為	許可	都道府県知事
漁港漁場整備法	第39条第1項	漁港区域内の水域・公共空地における工作物の建設等	許可	漁港管理者 (市町村・都道府県)
海岸法	第7条第1項	海岸保全区域(公共海岸に限る)における施設又は工作物を設けての占用	許可	海岸管理者 (都道府県知事・市町村長・港湾管理者の長)
	第8条第1項	海岸保全区域における施設の新設等	許可	海岸管理者 (都道府県知事・市町村長・港湾管理者の長)
自然公園法	第20条第3項	特別地域区域内における工作物の新築・改築等	許可	都道府県知事、環境大臣
	第33条第1項	普通地域内における工作物の新築・改築等	届出 (事前)	都道府県知事、環境大臣
温泉法	第3条第1項	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削すること	許可	都道府県知事
	第11条第1項	温泉のゆう出路の増掘、又は温泉の湧出量を増加させるための動力の装置	許可	都道府県知事

出典：農林水産省「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(農山漁村再生可能エネルギー法)について(平成28年5月)」  
 <<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/pdf/houritsu.pdf>>

## 10.農山漁村再工ネ法の特例

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）（抄）

（農地法の特例）

第九条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例）

第十条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って集約酪農地域の区域内にある草地において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の規定は、適用しない。

（森林法の特例）

第十一条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って対象民有林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って保安林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

（漁港漁場整備法の特例）

第十二条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って漁港の区域内の水域又は公共空地において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

（海岸法の特例）

第十三条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って海岸保全区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

（自然公園法の特例）

第十四条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、自然公園法第

## 10.農山漁村再エネ法の特例

三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(温泉法の特例)

第十五条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等を整備するため温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

「農林地所有権移転等促進事業」とは、複数の地権者と発電設備の整備を行おうとする事業者との間の権利移転・設定を、市町村の「所有権移転等促進計画」の作成・公告により一括して処理する仕組みです。

例えば、発電設備を導入しようとする土地に複数の地権者がいる場合、発電事業者は地権者と個別に契約を結ばなければなりません。これに対して、対象となる土地の地権者全員の同意が得られた際に、所有権移転促進計画として、地権者の氏名、土地の地番、賃借権を設定する場合には賃借料をすべての地権者名とともに示し、発電事業者名も含めて公告します。この公告の時点で、土地に関する権利が移転されます。一本一本の契約によらず、市町村が作る計画を公告すれば、権利移転が済むという仕組みです。

この制度を利用するには、再エネによる発電に使う土地の権利関係を整理すると同時に、農林地の権利関係を整理することが条件となっています。農地整備が進んでいない農地の中には、権利が輻輳しているために、農業にもうまく利用できていない土地があります。こうした農林地を効率的に利用できるようにし、農業と再エネが隣り合う形で共存できるように、1つの地域でうまく土地利用の調整ができることを目指しています。

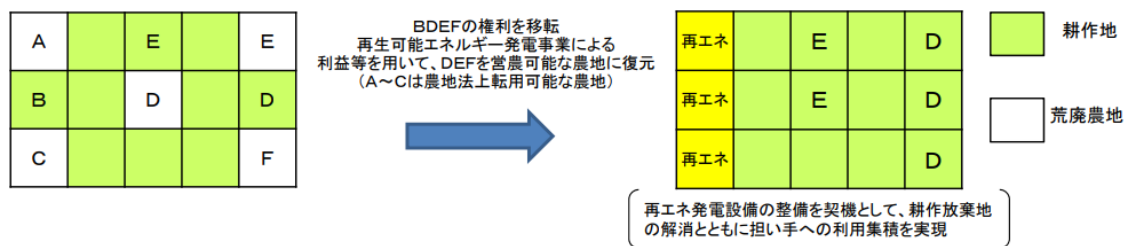


図 10-2 農林地所有権等促進事業における権利移転のイメージ

出典：農林水産省「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）について（平成 28 年 5 月）」  
<<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/pdf/houritsu.pdf>>

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）（抄）

(基本計画)

第五条

4 基本計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、当該

## 10.農山漁村再工ネ法の特例

基本計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備及びこれらの用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（第十六条において「所有権の移転等」という。）を促進する事業をいう。第一号及び同条第一項において同じ。）に関する次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針
- 二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法
- 三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転される権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法
- 四 その他農林水産省令で定める事項  
(所有権移転等促進計画の作成等)

第十六条 計画作成市町村（第五条第四項各号に掲げる事項が記載された基本計画を作成した市町村に限る。次条において同じ。）は、認定設備整備者から認定設備整備計画に従って農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があった場合において必要があるとき、その他農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

- 2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所
  - 二 前号に規定する者が所有権の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
  - 三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所
  - 四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法
  - 五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては地代又は借賃及びその支払の方法
  - 六 その他農林水産省令で定める事項
- 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
  - 一 所有権移転等促進計画の内容が基本計画に適合するものであること。
  - 二 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使

## 10.農山漁村再工ネ法の特例

用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。

三 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

四 所有権移転等促進計画の内容が、認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するように定められていること。

五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

ロ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあっては、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の用に供するためのものであること。

ハ 当該土地が農用地以外の土地である場合にあっては、前項第一号に規定する者が、所有権の移転等が行われた後において、当該土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができることと認められること。

(所有権移転等促進計画の公告)

第十七条 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(公告の効果)

第十八条 前条の規定による公告があったときは、その公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第十九条 第十七条の規定による公告があった所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

(援助)

第二十条 国及び都道府県は、市町村に対し、基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(指導及び助言)

## 10.農山漁村再工ネ法の特例

第二十一条 計画作成市町村は、認定設備整備者に対し、認定設備整備計画に従って行われる第七条第二項第一号の整備及び同項第二号の取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

## 11. 付録（様式集）



## 11.付録（様式集）

本章では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する様式・地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書・計画の変更に係る認定申請書について示します。

様式第 1	地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書（法第 22 条の 2 関係）
別紙	地域脱炭素化促進事業計画
別表 1	地域脱炭素化促進施設の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
別表 2	地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
様式第 2	
様式第 2 の 1	温泉法第 3 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号）
様式第 2 の 2	温泉法第 11 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号）
様式第 2 の 3	森林法第 10 条の 2 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 2 号）
様式第 2 の 4	森林法第 34 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号）
様式第 2 の 5	森林法第 34 条第 2 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号）
様式第 2 の 6	農地法第 4 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号）
様式第 2 の 7	農地法第 5 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号）
様式第 2 の 8	自然公園法第 20 条第 3 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は 6 号）
様式第 2 の 9	自然公園法第 33 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は 6 号）
様式第 2 の 10	河川法第 23 条の 2 の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号）
様式第 2 の 11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 8 号）
様式第 2 の 12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 8 号）
様式第 2 の 13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 19 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 9 号）
様式第 3	地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書（法第 22 条の 3 第 1 項関係）

## 11.付録（様式集）

別記様式第1（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2関係）

### 地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所  
氏 名

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 11.付録（様式集）

(別紙)

### 地域脱炭素化促進事業計画

#### 1 申請者の概要

申請者(代表者)	
氏名又は名称:	
住所又は主たる事務所の所在地:	
連絡先	
電話番号:	
E-mailアドレス:	
担当者名:	
共同申請者(共同して申請する者がいる場合に記載)	
氏名又は名称:	
住所又は主たる事務所の所在地:	
連絡先	
電話番号:	
E-mailアドレス:	
担当者名:	

(注)1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返して記載すること。

2 個人の場合にあって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なる場合には、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

#### 2 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。)

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出の量の削減見込量	t-CO2
地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの吸収の量の見込量	t-CO2
その他地域脱炭素化促進事業に係る目標	

#### 3 地域脱炭素化促進施設の整備の内容

##### (1)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備の内容

##### ①再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設(附属設備を除く。)

番号	施設の 種類	出力 (kW) / (MJ/h)	年間発電電 力量(kWh) /年間熱供 給量(MJ)	建築 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又 は名称	備考
							登記簿	現況				
i												
ii												
iii												

(注)1 「施設の種類の欄には、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号。以下「高度化法施行令」という。)第4条を参照し、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において用いるものの種類を記入すること。

<参考:エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)(抄)>

第4条

- 一 太陽光
- 二 風力

11.付録（様式集）

- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱
- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前二号に掲げるものを除く。)
- 七 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(中略)化石燃料を除く。)をいう。

なお、再生可能エネルギー発電施設において高度化法施行令第4条第4号に掲げるものを用いる場合にあっては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第6号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類(地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱のいずれか)を記載すること。再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第7号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類も記載すること。

- 2 「氏名又は名称」欄には、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
- 3 「8 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	水域の範囲	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況				
a										
b										
c										

- (注)1 ①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(対応する①の番号)のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、対応する①の番号を「備考」欄に記載すること。
- 2 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
  - 3 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

③附帯設備・施設

番号	附帯設備・施設の種類	建築面積	附帯設備・施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	水域の範囲	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況				
a										
b										
c										

- (注)1 ①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設と同じ土地に整備する附帯設備・施設については、附帯設備・施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(対

## 11.付録（様式集）

応する①の番号)のとおりと記載し、別の土地に附帯設備・施設を整備する場合にあっては、対応する①の番号を「備考」欄に記載すること。

- 2 「氏名又は名称」欄には、附帯設備・施設を整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体)にあっては、名称)に記載すること。
- 3 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る設備・施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

### (2)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)1 (1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設が稼働し、発電又は熱供給が可能となる状態になるまでに要する期間を記載すること。

### (3)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の使用期間

番号	施設の使用期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)1 (1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。

### (4)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設を用いて得られた電気又は熱の供給先

--

- (注) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電施設の認定の状況(予定を含む。)及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

## 4 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

### (1)地域の脱炭素化のための取組の内容

--

- (注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。
- 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

## 11.付録（様式集）

### (2)地域の脱炭素化のための取組の整備の内容等

#### ①地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類 ・用途等	建築 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又 は名称	備考
						登記簿	現況				
ア											
イ											
ウ											

- (注) 1 (2)は、地域の脱炭素化のための取組を実施するために施設の整備が必要である場合に記載すること。  
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。  
 3 「氏名又は名称」欄には、地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。  
 4 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

#### ②地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名: 住所:
イ	氏名: 住所:
ウ	氏名: 住所:

- (注) 1 (2)①の施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に記載した者に含まれない場合に記載すること。  
 2 (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。  
 3 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

#### ③地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- (注) (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

#### ④地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の使用期間

番号	使用期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- (注) (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

11.付録（様式集）

5 地域脱炭素化促進施設等の整備及びこれと一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表1及び別表2)

(注)当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

6 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

(1)地域の環境の保全のための取組の内容

--

(注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。  
2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2)地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組(農林漁業の健全な発展に資する取組を含む。)

--

(注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。  
2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

7 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

(1)地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分費用並びにそれらの算定方法

撤去及び処分費用	算定方法

(2)地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	

(注)1 「確保の方法」欄には、地域脱炭素化促進施設等の整備を行う者による地域脱炭素化促進施設等の撤去に要する費用の確保の方法(資金の積立て等)を記載すること。  
2 地域脱炭素化促進施設等が複数ある場合にあつては、欄を追加するとともに備考欄に3(1)①から②まで、及び4(2)①の各施設等の対応する番号を記載すること。

(3)土地等の原状回復等

--

(注)1 地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。  
2 添付書類として、地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

## 11.付録（様式集）

### 8 特例措置に関する事項（別記様式第2の1～別記様式第2の13）

- (1) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の1に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (2) 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の2に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (4) 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の4に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (5) 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の5に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の6に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (7) 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の7に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (8) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の8に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (9) 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の9に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (10) 河川法（昭和39年法律第167号）第23条の2（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の登録を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の10に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (11) 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第9条の2の4第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第2の11に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (12) 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の3の3第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第2の12に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (13) 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の指定区域をいう。）内において行う行為であって、同法第15条の19第1項の届出をしなければならないものを行う場合にあっては、別記様式第2の13に必要事項を記載の上、これを添付すること。

### 9 添付書類

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあっては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の位置を明らかにした図面
- (4) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 4(2)①を記載する場合にあっては、整備をしようとする施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるものと認められるための書類（認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為（農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。）を記載する場合を除く。）
- (7) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第7号に掲げるものを利用する場合にあっては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するもの出所に関する情報を示す書類
- (8) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し
- (9) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類
- (10) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書類
- (11) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書



11.付録（様式集）

（別表1）

地域脱炭素化促進施設の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

番号	施設の種類	必要な資金の額			調達方法					備考
		①設備投資額	②初年度の 運転資金額	合計(①+②)	①自己資金	②借入金	③補助金等	④その他	合計(①+ ②+③+④)	
i										
ii										
iii										
合 計										

- （注）1（別紙）の3①～③までの地域脱炭素化促進施設の番号と対応するように記載すること。  
 2「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。  
 3「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。  
 4 附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

（添付書類）

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

11.付録（様式集）

(別表2)

地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法((2)の場合は除く。)

(単位:千円)

取組内容	実施者	必要な資金の額	調達方法						備考	
			①申請者による資金	②申請者以外による資金	③地域脱炭素化促進事業による売電等の収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他		合計(①+②+③+④+⑤+⑥)
合計										

(注)1 取組内容が年ごとに異なる場合にあつては、それぞれ記載すること。

2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあつては、それらの者を含め全て記載すること。

3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。